

馬 場 の 変 更

一般事項Ⅶの3による馬場の変更は下記のとおりとする。

記

札 幌

〈芝〉		〈ダート〉
1,000メートル 1,200メートル	→	1,000メートル
1,500メートル 1,800メートル 2,000メートル	→	1,700メートル
2,600メートル	→	2,400メートル

函 館

〈芝〉		〈ダート〉
1,000メートル 1,200メートル	→	1,000メートル
1,700メートル 1,800メートル 2,000メートル	→	1,700メートル
2,600メートル	→	2,400メートル

福 島

〈芝〉		〈ダート〉
1,000メートル	→	1,000メートル
1,200メートル	→	1,150メートル
1,700メートル 1,800メートル 2,000メートル	→	1,700メートル
2,600メートル	→	2,400メートル

新 潟

〈芝〉		〈ダート〉
1,000(直)メートル	→	1,000メートル
1,200メートル 1,400メートル 1,400(外)メートル	→	1,200メートル
1,600(外)メートル 1,800(外)メートル 2,000メートル 2,000(外)メートル 2,200メートル 2,400メートル	→	1,800メートル
3,000(外)メートル 3,200(外)メートル	→	2,500メートル

東京

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,400メートル	→	1,400メートル
1,600メートル 1,800メートル	→	1,600メートル
2,000メートル 2,300メートル	→	2,100メートル
2,400メートル 2,500メートル 2,600メートル 3,400メートル	→	2,400メートル

中山

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,000メートル	→	1,000メートル
1,200(外)メートル 1,400メートル	→	1,200メートル
1,600(外)メートル 1,800メートル 2,000メートル 2,200(外)メートル	→	1,800メートル
2,500メートル 2,600(外)メートル 3,200(外→内)メートル 3,600メートル 4,000(外)メートル	→	2,500メートル

中京

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,200メートル 1,300メートル	→	1,200メートル
1,400メートル 1,600メートル	→	1,400メートル
2,000メートル 2,200メートル	→	1,900メートル
3,000メートル	→	2,500メートル

京 都

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,100メートル	→	1,100メートル
1,200メートル	→	1,200メートル
1,400メートル 1,400(外)メートル 1,600メートル 1,600(外)メートル	→	1,400メートル
1,800(外)メートル	→	1,800メートル
2,000メートル 2,000(外)メートル 2,200(外)メートル 2,400(外)メートル	→	1,900メートル
3,000(外)メートル 3,200(外)メートル	→	2,600メートル

阪 神

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,200メートル	→	1,200メートル
1,400メートル 1,400(外)メートル 1,600(外)メートル	→	1,400メートル
1,800(外)メートル	→	1,800メートル
2,000メートル 2,200メートル 2,400(外)メートル	→	2,000メートル
2,600(外)メートル 3,000メートル 3,200(外→内)メートル	→	2,600メートル

小 倉

〈芝〉	→	〈ダート〉
1,000メートル 1,200メートル	→	1,000メートル
1,700メートル 1,800メートル 2,000メートル	→	1,700メートル
2,600メートル	→	2,400メートル

日本中央競馬会競馬施行規程抜粋

1. 負担重量（第71条）

負担重量は、次に掲げる3種類とする。

- (1) 馬の年齢によるもの
- (2) ハンデキャップにより定めるもの
- (3) 馬の年齢、性、収得賞金の額、勝利度数その他の競馬番組で定める条件により算出するもの

2. 馬齢重量（第72条）

前条第1号に規定する馬の年齢による負担重量（以下この条において「馬齢重量」という。）は、次の表に定めるとおりとする。ただし、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が2日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日における馬齢重量が同表に定めるところにより変更されることとなる馬については、当該最初の日現在における同表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬の馬齢重量とする。

競走の種類	馬の年齢性	2歳		3歳	
		9月まで	10月から12月まで	9月まで	10月から12月まで
平地競走	雄及びせん	54キログラム	55キログラム	56キログラム	57キログラム
	雌		54キログラム		55キログラム

3. 南半球産馬の負担重量（第73条）

南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走（ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。）に出走する場合については、第71条の規定により定められた負担重量から競馬番組で定める重量を減じた重量をもってその馬の負担重量とする。

4. 騎手についての負担重量の減量（第74条）

特別競走及びハンデキャップにより負担重量を定める競走のいずれでもない競走に、見習騎手（第44条第1項本文の免許試験に合格して得た騎手免許を有するもののうち、本会、協会又は外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が3年未満であって勝利度数が100回以下のものをいう。）が騎乗する場合には、競馬番組で定める重量を第71条の規定により定められた負担重量（前条の規定により定められたものを含む。）から減ずる。

2 前項の場合における勝利度数は、当該騎手が、次の各号に掲げる競走において、初めて騎乗した日以降当該競走の出馬投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- (1) 中央競馬の競走
- (2) 地方競馬指定交流競走及び外国の競馬の競走であって、理事長が指定するもの

5. 障害競走における最低の負担重量（第75条）

障害競走における最低の負担重量は、3歳の馬にあっては56キログラムとし、4歳以上の馬にあっては57キログラムとする。

6. 入厩の義務（第91条）

中央競馬の競走に出走したことのある馬（再登録馬を除く。）を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の10日前から、中央競馬の競走に出走したことのない馬を競走に出走させようとする場合は、当該競走の実施される日の15日前から、それぞれ引き続いて本会の管理する厩舎（理事長が指定する設備を含む。）に入厩させていなければ、当該競走に出走させることができない。

7. 保護ベストの着用（第95条第5項）

騎手は、本会が定めた保護ベストを着用しないで、競走に騎乗してはならない。

取得賞金の算定方法について

一般事項 I の 4 の(3)のイに規定する取得賞金は、下表に定めるところにより算定する。

平地競走

[春季競馬]

	平成24年1月1日～同年6月1日
3歳馬・4歳馬 (2009・2008年産)	一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額の合計額
5歳馬 (2007年産)	以下の①および②の合計額 ①平成23年6月17日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成23年6月18日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額
6歳馬 (2006年産)	以下の①および②の合計額 ①平成22年6月18日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成22年6月19日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額
7歳馬 (2005年産)	以下の①および②の合計額 ①平成21年6月19日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成21年6月20日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額
8歳馬 (2004年産)	以下の①および②の合計額 ①平成20年6月20日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成20年6月21日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額
9歳馬 (2003年産)	以下の①および②の合計額 ①平成19年6月15日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成19年6月16日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額
10歳以上馬 (2002年以前産)	以下の①および②の合計額 ①平成18年6月16日以前に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額を 2 で除して得た額 ②平成18年6月17日以降に獲得した一般事項 I の 4 の(3)の口からトに定める額

[夏季・秋季競馬]

	平成24年6月2日～同年12月31日
2歳馬・3歳馬 (2010・2009年産)	一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額の合計額
4歳馬 (2008年産)	以下の①および②の合計額 ①平成24年6月1日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成24年6月2日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
5歳馬 (2007年産)	以下の①および②の合計額 ①平成23年6月17日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成23年6月18日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
6歳馬 (2006年産)	以下の①および②の合計額 ①平成22年6月18日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成22年6月19日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
7歳馬 (2005年産)	以下の①および②の合計額 ①平成21年6月19日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成21年6月20日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
8歳馬 (2004年産)	以下の①および②の合計額 ①平成20年6月20日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成20年6月21日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
9歳馬 (2003年産)	以下の①および②の合計額 ①平成19年6月15日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成19年6月16日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額
10歳以上馬 (2002年以前産)	以下の①および②の合計額 ①平成18年6月16日以前に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額を2で除して得た額 ②平成18年6月17日以降に獲得した一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額

障害競走

	平成24年1月1日～同年12月31日
全ての馬	一般事項Iの4の(3)の口からトに定める額の合計額

アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量について

1. 一般事項 I の 4 の(10)のハに規定するアローワンスは、次のとおりとする。

(1) 年齢によるアローワンス

5歳以上馬に対する3歳馬および4歳馬のアローワンスは、下表のとおりとする。

(単位：キログラム)

	距離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平地競走	1,000m以上 1,600m以下	3歳	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1	1
		4歳	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,600m超 2,200m未満	3歳	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2	1
		4歳	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2,200m以上	3歳	10(9)	9(8)	8(7)	7(6)	6(5)	5(4)	4(3)	4(3)	3	3	2	2
		4歳	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害競走	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—

※ オープン競走以外の平地競走においては（ ）内を適用。

(2) 牝馬のアローワンス

牡馬に対する牝馬のアローワンスは、2キログラムとする。

2. 南半球産馬の負担重量の減量

競馬施行規程第73条に規定する競馬番組で定める重量は、下表のとおりとする。

(単位：キログラム)

	距離	馬の年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平地競走	1,000m以上 1,600m以下	2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3	
		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	
	1,600m超 2,200m未満	4歳	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	
		2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3	
		3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	2,200m以上	4歳	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	
		2歳	/	/	/	/	/	/	4	4	4	4	4	4	
		3歳	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	
		4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	

3. なお、上記1の(1)および2の表において、開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合における変更後の開催日を除く。）が2日以上連続する場合において、それらの開催日の最初の日とその他の日におけるアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量が当該表に定めるところにより変更されることとなる場合については、当該最初の日現在における当該表による重量をもってそれらの開催日におけるその馬のアローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。

【参考】

1. 3歳以上馬または4歳以上馬の競走において、下表の競走を除き、別定重量を算出する際に基となる重量は、平地競走57キログラム、障害競走60キログラム（いずれも、5歳以上の牡馬の重量）とし、3歳馬、4歳馬および牝馬については、これらの重量から上記1の(1)および(2)の重量を減じた重量とする。ただし、列については、競馬番組で別に定める重量とする。

(単位：キログラム)

競走の種別	競 走		重量
3(4) 歳以上 馬競走	G I 競走	天皇賞(春)、農林水産省賞典安田記念、宝塚記念、天皇賞(秋)	58
		エリザベス女王杯	56
	G II 競走	アメリカジョッキークラブカップ、農林水産省賞典京都記念、中山記念、阪神大賞典、日経賞、産経大阪杯、読売マイラーズカップ、京王杯スプリングカップ、東海ステークス、セントウルステークス、産経賞オールカマー、毎日王冠、農林水産省賞典京都大賞典、毎日放送賞スワンステークス、スポーツニッポン賞ステイヤーズステークス、金鯱賞	56
		サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークス、府中牝馬ステークス	54
		ダートG III競走、東京新聞杯、阪急杯、夕刊フジ賞オーシャンステークス、エプソムカップ、函館スプリントステークス、アイビスサマーダッシュ、関屋記念、キーンランドカップ、サウジアラビアロイヤルカップ富士ステークス、京阪杯、農林水産省賞典鳴尾記念	56
	G III 競走	京都牝馬ステークス、福島牝馬ステークス	53
		キャピタルステークス	56
	重賞以外の オープン競走	その他の競走	55
		ワールドスーパージョッキーズシリーズ	58
	障害 競走	J・G I競走	63

※ エリザベス女王杯、サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークス、府中牝馬ステークス、京都牝馬ステークスおよび福島牝馬ステークス競走の重量は、牝馬のアローワンス適用後の重量。

2. 南半球で7月1日から12月31日までの間に出生した馬が平地競走（ハンデキャップにより負担重量を定めるものを除く。）に出走する場合の負担重量は、同年齢の北半球で出生した馬の負担重量から上記2の重量を減じた重量とする。

理事長が指定する外国の競馬の競走等について

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第74条第2項第2号の理事長が指定する競走は、本会の競走馬登録を受けている馬に騎乗した地方競馬指定交流競走及び別表に掲げる外国の競馬の競走とする。

別 表

国名又は地名	競 走
ア メ リ カ 合 衆 国 カ ナ ダ	グレード競走
ア イ ル ラ ン ド イ タ リ ア 英 国 ス カ ン ジ ナ ビ ア ド イ ツ フ ラ ン ス	
オ ー ス ト ラ リ ア ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	グループ競走
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦 シ ン ガ ポ 一 ル ト ル コ 香 港	
ア ル ゼ ン チ ン チ リ ブ ラ ジ ル ペ ル 一	
南 ア フ リ カ 共 和 国	グレード競走

(備 考)

この表における「グレード競走」及び「グループ競走」はジョッキークラブ・インフォメーション・システムズ・インコーポレイティッドが発行するインターナショナル・カタログギング・スタンダーズのパートI又はパートIIに定めるところによる。

見習騎手の負担重量の減量および G I 競走騎乗並びに若手騎手競走について

※ 日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第74条に規定する「競馬番組で定める重量」は、下表のとおりとする。

当該見習騎手の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
30回以下	3キログラム	▲
31回以上50回以下	2キログラム	△
51回以上	1キログラム	☆

※ 見習騎手のG I 競走騎乗については、日本中央競馬会競馬施行規程第74条第2項による勝利度数が31回以上の騎手に限り、認めるものとする。

※ 競馬番組で（若手騎手）と表記されている競走に騎乗できる騎手は、日本中央競馬会競馬施行規程第44条第1項本文の免許試験に合格して得た騎手免許を有する者のうち、本会、地方競馬全国協会または外国の競馬機関の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が7年未満であって、日本中央競馬会競馬施行規程第74条第2項による勝利度数が100回以下の騎手（以下「若手騎手」という。）とする。

ただし、出馬投票後に、騎乗予定騎手の事故等により騎手変更する場合については、原則として若手騎手を騎乗させることとするが、該当する騎手がない場合に限り、若手騎手以外の騎手も騎乗できるものとする。

一般事項IVの1およびVの1の(3)の競走を延期した場合の 特別登録および出馬投票の取扱いについて

1. 一般競走を延期した場合は、改めて出馬投票の受付を行うものとする。
2. 特別競走（重賞競走を含む。以下同じ。）を中止した日から起算して5日以内に延期した場合は、出馬投票（最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかかるものを含む。）のみをやりなおすものとする。
 3. 特別競走を中止した日から起算して6日以上延期した場合の特別登録および出馬投票の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 3歳馬5大特別競走
第3回特別登録および出馬投票をやりなおすものとする。
 - (2) 国際 指定のGⅠ競走
 - イ 中央競馬所属馬および地 第1回および第2回の特別登録すべてをやりなおすものとする。
 - ロ 外 出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。
 - (3) 中央競馬指定交流競走および国際（GⅠ競走およびハンデキャップ競走を除く。）
 - イ 中央競馬所属馬 第1回および第2回の特別登録すべてをやりなおすものとする。
 - ロ 外および地 出馬投票を兼ねる特別登録をやりなおすものとする。
4. 延期した競走について、当該日以降、競馬番組上設定されている直近の出馬投票日の前日までに出馬投票をやりなおす場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - イ 中止した競走に出走できる馬となっていた馬については、一般事項Vの2の規定にかかわらず、中止した競走と種別、条件、馬場および距離が同一の競走（種別、条件、馬場および距離が同一の競走が複数ある場合もしくは種別、条件、馬場および距離が同一の競走がない場合については、本会が定める競走）に対して、優先して出走できるものとする。ただし、馬場の変更等により、本会が定める競走に対して、優先して出走できる馬が出走可能頭数を超過する場合は、抽選によって出走できる馬を決定するものとする。
 - ロ 上記イに該当する馬以外の馬については、一般事項Vの2により出走できる馬を決定するものとする。
 - ハ 再投票においては、すべての馬について、一般事項Vの3の取扱いによるものとする。
 - ニ 当該出馬投票において出走できる馬とならなかった馬のうち、一般事項Vの3により再投票をしなかった馬および再投票したが出馬投票したとみなされなかった馬については、上記ロおよびハにかかわらず、一般事項Vの2の(4)のホの規定を適用しないものとする。
5. 上記1から4にかかわらず、競馬の円滑な施行に支障がない場合は、特別登録または出馬投票のやりなoshiは行わない。

出走できる馬の決定方法における出走間隔について

一般事項Vの2の(2)の口からホに規定する出走間隔にかかわらず、下記に掲げる期間に出走した馬が複数あるときは、それぞれの期間において、出走間隔を同一とみなすこととする。

記

2001年4月28日～2001年5月3日
2001年5月4日～2001年5月11日
2003年12月27日～2004年1月4日
2004年1月5日～2004年1月9日
2004年12月25日～2005年1月4日
2005年1月5日～2005年1月7日
2005年12月24日～2006年1月4日
2006年1月5日～2006年1月6日
2009年12月26日～2010年1月4日
2010年1月5日～2010年1月8日
2010年12月25日～2011年1月4日
2011年1月5日～2011年1月7日
2011年12月24日～2012年1月4日
2012年1月5日～2012年1月7日

該当する競走条件について

一般事項Vの2の(2)の口に規定する該当する競走条件は、下表により決定するものとする。

平地競走

2歳馬

取得賞金 △ 施行月日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超
6月2日～ 9月7日	新馬競走	未勝利競走	オープン競走	オープン競走
9月8日～ 12月31日	新馬競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走

3歳馬

取得賞金 △ 施行月日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 3月23日	新馬競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走	オープン競走	オープン競走
3月24日～ 6月1日	未勝利競走	未勝利競走	500万円以下 競走	オープン競走	オープン競走	オープン競走
6月2日～ 10月5日	未勝利競走	未勝利競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走
10月6日～ 12月31日	500万円以下 競走	500万円以下 競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走

4歳以上馬

取得賞金 △ 施行月日	0万円 (未出走馬)	0万円 (未勝利馬)	0万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,600万円以下	1,600万円超
1月1日～ 12月31日	500万円以下 競走	500万円以下 競走	500万円以下 競走	1,000万円以下 競走	1,600万円以下 競走	オープン競走

障害競走

取得賞金 △ 施行月日	0万円	0万円超
1月1日～ 12月31日	未勝利競走	オープン競走

外国産馬および輸入自由化実施日以降に輸入される 持込馬の競馬番組上の取扱いについて

1. 中央競馬の競走に出走できる外国産馬（④の記号で表示します。）は、本会の競走馬登録（再登録を除く。）または地方競馬全国協会が行う馬の登録（本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。）の時、外国における競馬に出走したことなく、かつ、繁殖用に供されたものでないものに限ります。したがって、外国産馬を競走馬登録するためには、輸出国の競馬統括団体の発行する外国の競馬に出走したことのないことおよび繁殖用に供されたものでない旨の証明書を提出する必要があります。

ただし、国際と表示した競走に出走するため、競馬施行規程第29条により競走馬登録を受ける外国産馬（特に外の記号で表示します。）についてはこの限りではありません。

2. ④が出走できる競走は、混合または国際と表示した競走、外が出走できる競走は、国際と表示した競走に限ります。

3. 混合および国際の競走の数は、当面競馬番組面での競走数の55%程度とします。

なお、混合および国際に指定する重賞競走は134競走とします。

4. 上記1の定めにかかわらず、種付けのため外国に一時的に輸出された牝馬（財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けているもの。）の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれたもので、当歳の12月31日までに輸入されたものについては、競馬番組上内国産馬として取扱います。

5. 活馬の輸入自由化の実施日以降に輸入された妊娠馬による持込馬については、昭和59年1月1日以降競馬番組上内国産馬として取扱います。

市場の認定について

1. 健全な市場取引を推進し、もって軽種馬生産を振興するため、本会が認定する家畜市場は、次の各号のいずれかとする。

(1) 下記のすべての要件を満たし、かつ、本会が適当と認めた家畜市場

- ① 家畜取引法の規定に基づいて開設された市場
- ② 軽種馬に関する事業を行う法人が開設した市場
- ③ 軽種馬を主たる目的として開設された市場
- ④ 正当な理由を有する特別な場合を除き、上場に制限を加えない公開された市場

(2) その他本会が特に認めた家畜市場

2. 上記1. に定める要件を満たす家畜市場として本会の認定を受けようとする市場開設者は、家畜市場開設に先立ち、別に定める「市場認定申請書」を本会に提出しなければならない。

生産牧場賞及び繁殖牝馬所有者賞の取扱いについて

1. 一般事項Ⅷの10の(1)に定める生産牧場賞の交付対象者の要件のうち「当該馬が生まれたとき、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者」とは、財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの血統登録原簿に、生産牧場として記載されている者とする。
2. 一般事項Ⅷの10の(2)に定める繁殖牝馬所有者賞の交付対象者の要件のうち「当該馬が生まれたときにその母馬を所有していた者」とは、財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録原簿に、当該馬の生まれたときその母馬の所有者として記載されている者とする。

本会厩舎に入厩できる一馬主あたりの頭数の制限について

1. 対象者

個人、法人および組合を問わず全馬主とする。

なお、共有については持分比率のいかんを問わず共有1件につき1頭所有とみなす。

2. 入厩限度数

一馬主あたりの入厩頭数は両トレーニング・センター入厩馬および競馬場への出張入厩馬（競走馬総合研究所常磐支所および函館競馬場温泉への入厩馬は含まない）の合計頭数を対象として、その限度数は90頭とする。

3. 実施期日

実施期日は、平成22年1月1日からとする。

本会が定める服色及び帽について

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第39条第1項及び第2項の本会が定める服色並びに第95条第4項の本会が定める帽は、次のとおりとする。

1. 服 色

(1)イ 服色は、枠番号別とし、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色
1	白・水色斜縞	白・薄紫斜縞
2	黒・白斜縞	黒・薄紫斜縞
3	赤・白斜縞	赤・黒斜縞
4	青・白斜縞	青・黒斜縞
5	黄・白斜縞	黄・黒斜縞
6	緑・白斜縞	緑・黒斜縞
7	橙・白斜縞	橙・黒斜縞
8	桃・白斜縞	桃・黒斜縞

ロ 服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める服色を使用する馬の数	馬番号の数の少ないものからの順位	使用する服色
1	1	第1色
2	1	第1色
	2	第2色
3	1	第1色
	2	第2色
	3	第1色

(2)イ 地方競馬全国協会の馬登録を受けている馬を施行規程第15条第1項の中央競馬指定交流競走に出走させる場合の服色は、(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色
1	白、水色四ツ割、袖水色一本輪	薄紫、白四ツ割、袖白一本輪
2	白、黒四ツ割、袖黒一本輪	薄紫、黒四ツ割、袖黒一本輪
3	白、赤四ツ割、袖赤一本輪	薄紫、赤四ツ割、袖赤一本輪
4	白、青四ツ割、袖青一本輪	薄紫、青四ツ割、袖青一本輪
5	白、黄四ツ割、袖黄一本輪	薄紫、黄四ツ割、袖黄一本輪

6	白, 緑四ツ割, 袖緑一本輪	薄紫, 緑四ツ割, 袖緑一本輪
7	白, 橙四ツ割, 袖橙一本輪	薄紫, 橙四ツ割, 袖橙一本輪
8	白, 桃四ツ割, 袖桃一本輪	薄紫, 桃四ツ割, 袖桃一本輪

口 服色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、使用する服色の順序を変更することがある。

同一枠番号中イに定める 服色を使用する馬の数	馬番号の数の少な いものからの順位	使用する服色
1	1	第 1 色
2	1	第 1 色
	2	第 2 色
3	1	第 1 色
	2	第 2 色
	3	第 1 色

2. 帽

(1) 定義

イ 帽とは、保護帽に枠番号別色別帽を装着したものをいう。

ロ 保護帽は、本会で備え付けた数種類のうち希望するものを騎手に貸与する。

(2) 帽色

イ 枠番号別色別帽の帽色は、次のとおりとする。

枠番号	第1色	第2色	第3色	(四ツ割染分け) (八ツ割染分け)	
				(四ツ割染分け)	(八ツ割染分け)
1	白	白, 水色	白, 水色		
2	黒	黒, 白	黒, 白		
3	赤	赤, 白	赤, 白		
4	青	青, 白	青, 白		
5	黄	黄, 白	黄, 白		
6	緑	緑, 白	緑, 白		
7	橙	橙, 白	橙, 白		
8	桃	桃, 白	桃, 白		

□ 帽色の使用は、次の表に定めるとおりとする。ただし、馬場取締委員が特に認めた場合は、
使用的する帽色の順序を変更することがある。

同一枠番号中同一服色を 使用する馬の数	馬番号の数の少な いものからの順位	使用的する帽色
1	1	第 1 色
2	1	第 1 色
	2	第 2 色
3	1	第 1 色
	2	第 2 色
	3	第 3 色

本会が定める保護ベストについて

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第95条第5項の「本会が定める保護ベスト」は、別表に掲げる基準を満たしたものとする。

別表

- | | |
|---|--|
| 1 | JRA基準 DESCENTE |
| 2 | ヨーロッパ基準 EN13158 : 2000 Level1 |
| 3 | オーストラリア基準 ARB1998 |
| 4 | イギリス基準 Satra Jockey Vest Standard Document M6 issue3 |
| 5 | アメリカ基準 ASTM F2681-08
(『競馬と生産に関する国際協約第27条付録』より) |